

幼稚園給食費の免除漏れ及び返還について（経緯書）

1 概要

伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項第3号の規定に基づき、対象の園児に対して給食費の副食費を免除しなければならなかったが、免除していなかったことが判明した。

(1) 副食費免除対象園児

ア又はイのいずれかに該当する園児

ア 世帯の市民税所得割額が77,101円未満（5歳児を除く。）

イ 小学校3学年修了前の子どもから数えて、小学校又は対象施設等（※）を同時に利用している3人目以降の園児（5歳児を除く。）

※ 認定こども園、保育所、小規模保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設

(2) 対象人数 11人

(3) 返還額（副食費免除額） 216,325円

（内訳）

令和5年度分 116,275円

令和6年度分 100,050円

2 経過

(1) 令和6年4月下旬

長野県の箕輪町役場から園児の広域受託の件で問い合わせがあった際に、幼稚園の給食費の副食費免除の件で相談があった。

(2) 令和6年6月上旬

担当者は幼稚園の給食費の副食費免除に関する制度の調査をしたところ、条例で定める免除対象者に対して本市の幼稚園で実施している給食費の副食費を免除していないのではないかと疑義が生じ、調査を開始した。

(3) 令和7年1月15日

副市長へ幼稚園の給食費の副食費が、対象園児に対して免除されていなかったこと及び今後の対応を報告した。

(4) 令和7年2月3日

返還対象者の保護者へ謝罪文及び返還手続き書類を郵送した。

3 再発防止策

担当職員が法令等に習熟することで、再発防止に努める。